

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
(別紙様式第二号)				(別紙様式第二号)			
(第三十二面)				(第三十二面)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
GSIB 1：G-SIB 選定指標				GSIB 1：G-SIB 選定指標			
国際様式の該当番号		当期末	前期末	国際様式の該当番号		当期末	前期末
[略]				[同左]			
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高	
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		8		決済システムを通じた決済の年間の合計額	
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額	
10		トレーディング量の合計額					
11	[略]			10	[同左]		
12	[略]			11	[同左]		
13	[略]			12	[同左]		

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。） 3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。 (1) 〔略〕 (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。 b 及び c において同じ。）又は S A－C C R 方式で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。） 〔(3)・(4) 略〕 b 項番 4「相互連関性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下 b 及び c において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（<u>項番 11</u> 及び c. において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及び<u>カシント・エクスボージャー方式又は S A－C C R 方式で計算したアドオンの額</u>（法的に有効	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 a 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。 b 及び c において同じ。）で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。） 〔(3)・(4) 同左〕 b 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（<u>項番 10</u> 及び c. において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及び<u>カシント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額</u>（法的に有効な相対ネットイング契
---	---

な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるとし、零を下回らないものに限る。) ○ 項番 5 「相互連関性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。 [(1)・(2) 略] (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・エクスポート方式又は S A - C C R 方式で計算したアトオンの額 (法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるとし、零を上回らないものに限る。) [d・e 略] f 項番 11 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、b に規定する金融機関等をいう。 g 項番 13 「複雑性 売買目的有価証券及びその他の有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他の有価証券 (いずれも流動性が高いと認められるものを除く。) の残高の合計額を記載すること。 h 項番 3 から項番 6 まで、項番 11 及び項番 12 においては、連結グループ内の保険子会社のエクスポート・エクスポート額を含める。 <u>い</u> <u>く</u> [略]	約の効果を勘案することができるとし、零を下回らないものに限る。) ○ [同左] [(1)・(2) 略] (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・エクスポート方式で計算したアトオンの額 (法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるとし、零を上回らないものに限る。) [d・e 同左] f 項番 10 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、b に規定する金融機関等をいう。 g 項番 12 「複雑性 売買目的有価証券及びその他の有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他の有価証券 (いずれも流動性が高いと認められるものを除く。) の残高の合計額を記載すること。 [加える。] <u>い</u> <u>く</u> [同左]
備考	表中の「」の記号は注記である。